

## 長崎県ボランティア振興事業費補助金（県民生活部）実施要綱

### （趣旨）

第1条 県は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体（以下、「社会福祉法人等」という。）に対して、予算の範囲内において長崎県ボランティア振興事業費補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第369号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助の対象及び補助率等）

第2条 補助の対象者、対象となる事業（以下「事業」という。）経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

### （申請書に添付すべき書類）

第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県ボランティア振興事業費補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

3 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならないこととする。

(申請の取下げのできる期限)

第5条 規則第8条第1項の別に定める申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(事前着手)

第5条の2 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、知事に事前着手届(様式第1の2号)を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。

なお、ただし書きにより交付決定前に着手する場合において補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

(状況報告等)

第6条 規則第11条第2項の規定による変更の承認を受けようとする者は、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 県社協は、知事の承認を受けて生活福祉資金貸付事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、当該事業を廃止する時期までに交付を受けた県の補助金の合計額のうち、知事が定める額を県に返還しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)とする。

(1) 長崎県ボランティア振興事業費補助金精算書(様式第4号)

(2) 事業実績報告書(様式第5号)

(3) 歳入歳出決算(見込)書の抄本

(4) その他知事が必要と認める書類

2 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らか

かになったときには、この金額を補助金額から減額して知事に報告しなければならない。

- 3 補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

#### （補助金の交付）

第8条 この補助金は、知事が特に必要があると認めるときは、概算払で交付することができる。

#### （財産の処分の制限）

第9条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 この要綱において、規則第20条で定める次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 規則第20条ただし書きの別に定める期間 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- (2) 規則第20条第2号の別に定めるもの 取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第20条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等処分申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。この場合において、知事の承認を得て、財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、当該収入の全部又は一部を返還させることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

補助対象者の区分	補助対象事業		補助対象経費	補助率
	区分	種目		
社会福祉法人等	その他生活困窮者 の自立の促進を図る ために必要な事業	地域における生活困窮者支 援等のための共助の基盤づ くり事業	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発 0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添11「地域における 生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領」に基づ き、社会福祉法人等が行う地域における生活困窮者支援等のための共助 の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消 耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役 務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万 円以上の備品を除く。）、助成金	10分の10以内。ただし、社会福祉法人等 ごとに知事が別に定める基準額、補助対象経 費の実支出額及び総事業費から寄付金その 他の収入額（社会福祉法人については寄付金 を除く。）を控除した額のうち最も少ない額 を限度とする。

(様式第1号)

年度長崎県ボランティア振興事業費補助金所要額調書

1 総表

(1) 社会福祉法人等総表

団体名： \_\_\_\_\_

(単位：円)

種 目	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引県補助 金所要額 (H - I) J
地域における生活困窮者支援 等のための共助の基盤づくり 事業										

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 所要額算出内訳書

( 1 ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

( 団体名 : )

( 単位 : 円 )

事業名	対象経費	
	科目	金額
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業		
	計	

長崎県知事 様

申請者氏名

年度長崎県ボランティア振興事業費補助金事前着手届

年度長崎県ボランティア振興事業費補助金について、長崎県ボランティア振興事業費補助金（県民生活部）実施要綱第 5 条の 2 の規定により、下記のとおり事前に着手する理由を届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、又は交付決定を受けた補助金が交付申請額に達しない場合において異議は申し立てません。

記

1 事業名 長崎県ボランティア振興事業費補助金

2 事業費及び交付申請額

円（補助金交付申請（予定）額） /

円（総事業費）

3 事前着手年月日

平成 年 月 日

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 交付決定前着手を必要とする理由



長崎県知事 様

申請者氏名

### 誓約書

私は、 年度長崎県ボランティア振興事業費補助金交付申請を行うにあたり、  
次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するもの  
ではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与  
もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77  
号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下  
「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、  
警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請  
者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第3号

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者氏名

年度長崎県ボランティア振興事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった  
長崎県ボランティア振興事業について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の  
配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、  
長崎県補助金等交付規則、長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱及び長崎県ボランティ  
ア振興事業費補助金（県民生活部）実施要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 事業変更の内容及び経費の配分
- 4 歳入歳出予算書

（注）

- 1 3及び4については、補助金交付申請書の添付書類の「長崎県ボランティア振興事業費所要額調書」「歳入歳出予算（見込）書抄本」に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。
- 2 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分は消去すること。

(様式第4号)

年度長崎県ボランティア振興事業費補助金精算書

1 総表

(1) 社会福祉法人等総表

団体名： \_\_\_\_\_

(単位：円)

種 目	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A - B)C	対象経費の 支出済額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	県補助金 交付決定額 I	県補助金 受入済額 J	県補助金 過 不足額 (J - H)K
地域における生活困窮者支援 等のための共助の基盤づくり 事業											

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 支出済額内訳書

(1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

(団体名: )

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業			
( )			
	計		

(様式第5号)

1 事業実績報告書

(1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

団体名	事業実績

成果目標	本事業を通じて、地域において解決すべき課題を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述すること。
地域福祉計画における根拠規定	地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあっては、この限りではない。
今年度における取組内容	今年度における取組内容を定性的に記述すること。
成果目標に対する進捗度合	成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り定量的に記載すること。
第三者委員会等による評価結果	第三者委員会等における評価結果の内容を記述すること。
今後の取組・見直し方針	今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえた次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。

様式第 6 号

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日長崎県指令 第 号で交付決定を受けた  
年度長崎県ボランティア振興事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業名
- 2 長崎県補助金等交付規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 1 4 条の規定による  
確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額（補助金返  
還相当額）  
金 円

様式第 7 号

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者氏名

長崎県ボランティア振興事業費補助金に係る所得財産等処分申請書

長崎県ボランティア振興事業費補助金により取得した財産について、長崎県ボランティア振興事業費補助金（県民生活部）実施要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の方法（処分評価書又は見積価格を含む。）
- 3 処分財産の名称、型式、耐用年数、取得年数、取得価格、補助金額及び補助率
- 4 現物写真
- 5 使用目的又は用途
- 6 希望売払価格